

既存源泉保護に関する事前影響調査指導の運用基準

平成14年7月1日 環境保全課

この運用基準は、神奈川県温泉保護対策要綱（昭和42年9月1日施行）に定める温泉準保護地域に指定されている地域等において、地盤の掘削を伴う建築行為をする場合、温泉への影響がない工法を採用した工事を実施してもらうために行う周辺源泉への事前影響調査について、その指導内容を定めるものです。

1 適用地域

- (1) 温泉準保護地域内（条例）
- (2) 温泉準保護地域の隣接地（協議）
- (3) 既存源泉から150メートル以内（協議）

2 適用建築物

- (1) 秦野市まちづくり条例施行規則（平成12年秦野市規則第13号。）第2条第1項第7号に規定する中高層建築物（条例）
- (2) 地盤の掘削（主にくい基礎）を伴う建築物（協議）

3 詳細な事前影響調査を必要とする建築物（協議）

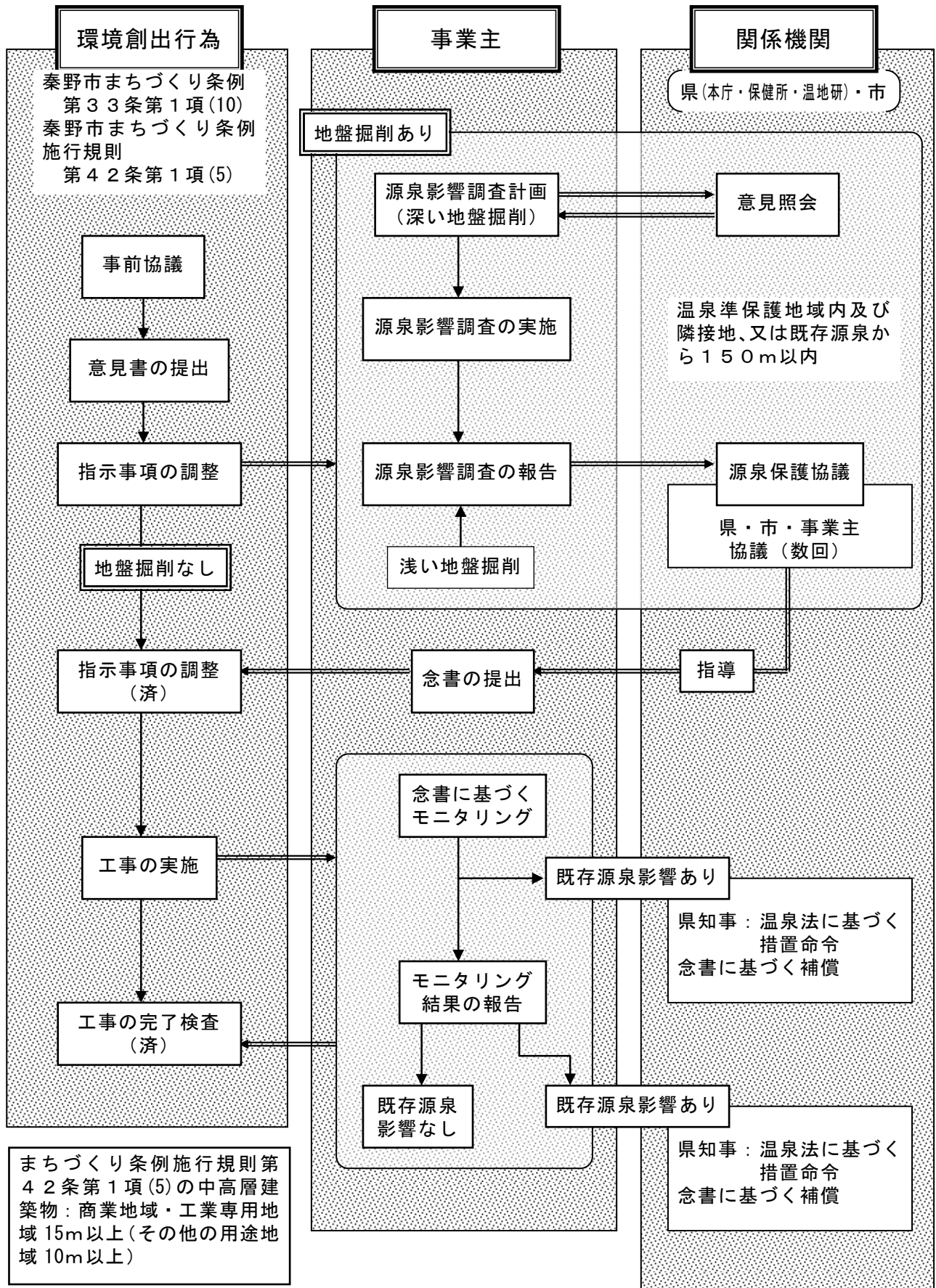
- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号。）第29条第1項に該当する場合
- (2) 地盤の掘削が温泉の帯水層に達すると見込まれる場合
- (3) 既存源泉に隣接し、高低差も少ない場合
- (4) 多量に地下水の揚水を伴う工事をする場合
- (5) 既存源泉保護協議において必要と認められる場合

4 軽易な事前影響調査を必要とする建築物（協議）

前記3以外の場合

源泉保護指導の流れ

H14. 7. 1 環境保全課



源泉影響調査及びモニタリングの調査項目例

事前源泉影響調査

※ 建築物の規模及び位置により、内容は異なります。

- 1 既存地質資料の収集整理
 - ・ 地質文献資料
 - ・ 温泉文献資料（温泉・泉質等）
 - ・ 水理文献資料（地下水・水質等）
- 2 現地調査（大規模な建築計画の場合）
 - ・ 周辺源泉調査
 - ・ 調査ボーリング⇒温泉準保護地域内：事前に県（保健所）と協議（水理地質構造・水理定数・N値等）
 - ・ 電気・温度検層
 - ・ 現場透水試験
 - ・ 多点温度検層
 - ・ 流行・流速測定
 - ・ 土質試験
- 3 総合解析
 - ・ 水理地質構造
 - ・ 地下水位分布（地下水頭分布）
 - ・ 地下水流動方向
 - ・ 基礎工法等の整理（工事地点・工法・深度等）
 - ・ 工事による周辺源泉への影響予測
 - ・ 工事中の止水策

※ 小規模な建築物（3階建て程度）については、地盤調査をもとに周辺源泉への影響予測を踏まえ、影響を与えない工法を検討し、地下水・温泉の湧出に対する止水策を盛り込んだ報告書によって協議する。

モニタリング

※ 建築物の規模及び位置により、内容は異なります。

- 1 地点
源泉保護協議で指定する周辺源泉
- 2 期間
源泉保護協議で指定する期間
(例：地盤を掘削する工事の着工1か月前から基礎工事終了（埋め戻し）後6か月を経過する日まで＝大規模な建築計画の場合)
- 3 項目
 - ・ 水位（静水位やむを得ないときは動水位）
 - ・ 水温、電気伝導度
 - ・ 毎分当たりの温泉自噴量
 - ・ 降水量・気温（開発区域内）
 - ・ 水質（塩素イオン・硫酸イオン・重炭酸イオン・カルシウムイオン・ナトリウムイオン・カリウムイオン・マグネシウムイオン・pH・電気伝導度）
⇒地盤を掘削する工事の着工前、工事中、終了後の3回実施

事前既存源泉影響調査報告書（概要）

1 基本事項

- (1) 件名
- (2) 計画地（案内図）
- (3) 目的
- (4) 調査担当 等

2 地盤ボーリング結果

地質構造・帯水層の把握・柱状図 等

3 計画建物基礎の検討

- (1) 基礎工法の検討
- (2) 杭長・本数の検討 等

※源泉への影響を与えないとする理由を明確にすること。

4 既存源泉への影響要因に関する検討

地盤を掘削する工事が、源泉へ影響を及ぼす場合の要因について整理し、本工事計画について検討する。

5 影響評価と対策

調査データに基づいて、本工事計画の既存源泉に与える影響の評価及び湧水が生じた場合の止水策等の対策について総括する。

6 添付資料

- (1) 基礎資料
- (2) ボーリングデータ
- (3) 基礎平面図
- (4) 根切り断面図
- (5) 工法の説明資料

提出部数 7部（関係機関）

